

第 15 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年9月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（なし）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理につい

て

報告第 4 号 制限除外の農地の移動届について

報告第 5 号 農地の転用事後確認調査結果について

会 議 の 概 要

事務局長 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、ただいまから総会を始めたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

稲刈り真ただ中の本日の総会ということで、ご出席ありがとうございます。

昨日、JAでは米のコシヒカリの60キロ当たりの値段が2万3,000円で買取りを行っているという内容のニュースが発表されました。他の業者はもっといい値段で取引しているということもありまして、久々に農家の方には朗報ではないかという気がしております。

そういう中で、これから作況指数も特別下がってはいないと思いますので、一斉に米が市場に出てくると、この価格はどうなのかと疑問はあるのですが、本当にいいことだと思っております。

そして、10月30日、31日の研修ですが、米沢の有機農業推進協議会というところが快く研修を受けてくれまして、1泊2日の日程ですので、米沢市の研修と茂木町の有機物リサイクルセンターの2か所での研修ということでありますので、本日、皆さんの中で、研修に出られる方は申し込んでいただければと思っております。

以上です。

議 長 それでは、ただいまから第15回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

6番の飛田信広委員、そして7番の小松崎陽子委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局長 第15回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が13件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が17件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が11件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が11件、制限除外の農地の移動届出が3件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして62件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため、譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

この方は、以前からこの土地を相対で借地して、家庭菜園として野菜を作っておりました。よって、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして、調査検討したところ、法令に照らしまして許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は賃貸借であります。受人は、新規就農するため、賃借し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

貸借人は、新規就農ということで、まず初めにこの農地を借りて耕作をしたいということですが、これからも耕作する農地を増やしていきたいという話をしておりました。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，よろしく願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当だと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

受人は、以前からこの方の地元で畑を作っていたということで、調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよ

ろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして、調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えて
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろ
しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，山林
や原野に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料さ
れます。

なお、議案発送時には、建築指導課に開発許可の申請がありませんでしたが、開発許可の申請がされ、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

受人は、約10町歩の土地を買って倉庫を造るということです。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当であると思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

この案件は、太陽光発電設備なのですが、近隣の耕作をしている農地や周りの農地に影響もないということで、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件について調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

また、農振農用地区域内であるため、除外手続をし、現在、除外見込書は出ておりますが、正式な除外通知が出てからの許可となることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件についても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおり、一時転用申請でございます。申請地は、宅地や高速道路に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、転用期間は7か月であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よ
ろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広が
りのある農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条
第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましても，調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われま
す。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、議案第4号についてご説明いたします。

資料は、お手元の別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、酒門町の畑1,539平方メートルの土地につきまして土地現況証明の申請があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をお願いいたします。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

それでは、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。
表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが3,011平方メートル、畑が3,424平方メートル、設定者3名、取得者3名、利用権設定日は令和6年9月20日、または令和6年10月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取

についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが設定面積2万9,419平方メートル、畑が設定面積1,501平方メートル、設定者8名、取得者6名でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年11月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について、ご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田んぼが設定面積ゼロ平方メートル、畑が設定面積610平方メートル、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年11月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

(事業担当課退席)

次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号につきましても資料のとおりでございます。

続きまして、報告第5号 農地の転用事後確認調査結果についてご説明いたします。

この調査につきましては、毎年前年に農地法第4条及び第5条で許可した案件が、目的どおり転用されているかどうか、2,000平方メートル以上は全て、2,000平方メートル未満については5%を抽出して調査し、県に報告しているものでございます。

内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

未着工のものや工事の進捗が遅れているものにつきましては、工事遅延理由書や今後の事業計画書の提出を求めるなど、早期に事業を完了するよう指導を行っております。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして第15回総会を閉会といたします。
ご審議をいただきましてありがとうございました。

閉会 午前 9時55分